

====公布された条例のあらまし====

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 特別職の職員の給与及び旅費等に関する制度について、責任区分の明確化を図るとともに、実態に即した的確な制度管理を行うため、知事等（議会の議員を除く特別職の職員をいう。以下同じ。）に関するものと議会の議員に関するものとを別個の条例とする。
- (2) 「特別職の給与に関する有識者会議」で出された意見を踏まえ、知事等の退職手当を含む給与の見直しを行う。
- (3) 知事等に支給する旅費のより一層の適正化を図るため、一般職の職員に準じ県内に宿泊する場合の宿泊料の額の引下げ等を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事等の給与及び旅費等に関する制度の整備（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の新設）

ア 知事等の給与の改定

- (ア) 知事等（附属機関の委員等を除く。）の給与（退職手当を含む。）の総額について、現行の総額から約7パーセント引き下げる。ただし、収用委員会の委員は、職務の内容を考慮し、約25パーセント引き上げる。
- (イ) (ア)の給与の総額の引下げ及び(2)の退職手当の支給割合の引下げを勘案し、知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給料月額を、次のとおり改定する。

区 分	改 正 後	現 行
知 事	1,446,000円	1,246,000円
副 知 事	1,020,000円	974,000円
出 納 長	790,000円	821,000円
常勤の監査委員	月額586,000円を超えない範囲において知事が定める額	月額628,000円を超えない範囲において知事が定める額

イ 知事等の宿泊料の改正

知事等が県内に宿泊した場合の宿泊料の定額を、次のとおり引き下げる。

区 分	改 正 後	現 行
知事、副知事及び出納長	11,700円	13,300円
委員会の委員等及び病院事業の管理者	10,200円	11,800円
専門委員、附属機関の委員等その他の特別職の職員	8,200円	9,800円

- (2) 知事等の退職手当の支給割合の引下げ（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

- (1) ア(ア)に伴い、退職手当の支給割合（当該割合を給料月額に乗じて得た額が在職期間1月当たりの退職手当の額となるものをいう。）を、次のとおり引き下げる。

区 分	改 正 後	現 行
知 事	100分の30	100分の70
副 知 事	100分の30	100分の50
出 納 長	100分の30	100分の35

教 育 長	100分の30	100分の35
病院事業の管理者	100分の30	100分の35

(3) (1)に伴う関係条例の一部改正等

ア 次の条例を廃止する。

(ア) 特別職の職員の旅費等に関する条例

(イ) 特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

イ 次の条例について、所要の改正を行う。

(ア) 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例

(イ) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

(ウ) 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例

(4) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

(1)及び(2)に伴い、教育長の給料を月額79万円(現行 82万1,000円)の範囲内とする。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。

イ アの施行期日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する者の給与に係る経過措置について、次のとおり定める。

(ア) 当該者に係る給料及び報酬に関する改正は、施行日の属する月の翌月以降の給与について適用する。

(イ) 当該者に係る退職手当の支給割合の改正は、施行日の翌月以降の期間について適用する。

3 参考(知事の給与総額の見直し)

(単位:円)

区 分	支 給 額		改正による 差 額
	改 正 後	改 正 前	
給 料 月 額 A	1,446,000	1,246,000	200,000
期 末 手 当 B	6,499,770	5,600,770	899,000
小計(年額) $A \times 12 + B$ C	23,851,770	20,552,770	3,299,000
退 職 手 当 D	20,822,400	42,737,800	21,915,400
総計(1年当たり給与総額) $C + D / 4$	29,057,370	31,237,220	2,179,850

備考1 給料月額、期末手当については、実際には給与カットした額を支給する。

2 退職手当の額は、1回の任期(4年)を満了して退職した場合の額である。

平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

職員が不適正な経理処理等を行ったことについて、職員に対する管理及び監督が徹底していなかった結果であることの責任を考慮し、知事及び副知事の給料の減額を行う。

2 条例の概要

(1) 平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料月額については、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の規定により7パーセントを減じた給料月額を基礎として、10分の1の額を減じて支給する。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 職員の勤務成績をより適切に昇給に反映させるため、昇給の実施日を毎年4月1日とする。
- (2) 県が推進するノーマイカーデー運動に参加する職員に対して支給する通勤手当の額を定める。
- (3) 非常勤職員の身分の取扱いをより適切なものとするため、一般職に属する非常勤職員の給与制度を明確にする。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 昇給日の変更

職員の昇給日を毎年4月1日(現行 人事委員会規則に委任)とする。

イ ノーマイカーデー運動に参加する職員の通勤手当の額の設定

ノーマイカーデー運動への参加に伴う通勤費用の増減を考慮した通勤手当の額を定める。

ウ 一般職に属する非常勤職員の給与制度の明確化

(ア) 一般職非常勤職員の給与の種類は、報酬とする。

(イ) 報酬は、一般職常勤職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で支給する。

エ 給与控除の項目の追加

職員に給与を支給する際、その給与から控除できるものに、公立学校共済組合鳥取支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金を加える。

オ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1)のウに掲げる改正を行う。

(3) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

(1)に伴い、所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の特殊勤務手当(以下「手当」という。)が職員の勤務実態を適切に考慮したものとなるよう当該手当の支給対象業務、支給額等を見直す。

2 条例の概要

(1) 放射線取扱手当の支給対象業務から、産業技術センターに勤務する職員がエックス線その他の放射線を金属に対して照射する作業を除く。

(2) 教員特殊業務手当の支給対象職員に栄養教諭を加える。

(3) 災害応急作業等手当のうち、航空機に搭乗して行う教育訓練の作業に従事したときに支給される手当の額を、1時間につき600円(現行 300円)に引き上げる。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

職員の旅費に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

職員に対し支給する旅費について、出張に要する経費の実態を適切に反映するため、宿泊料等の額の見直し等を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の旅費に関する条例の一部改正

ア 題名を職員の旅費等に関する条例に改める。

イ 鳥取県内の旅行における宿泊料の額を1夜につき8,200円(現行 9,800円)に引き下げる。

ウ 県外の旅行において、用務終了後帰着する時刻が午後 9 時以降となる場合にあっては、新たに 1 日につき 2,200 円の日当を支給する。

エ 私有自動車等の利用により行う旅行に係る車賃を、1 キロメートルにつき 25 円（現行 16 円）に引き上げる。

オ 支度料を廃止する。

カ 旅行命令権者が職員に対して行う旅行命令等について、常態的な業務に限り可能としていた口頭発令の対象を広げる。

キ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例の一部改正

ア 証人等に支給する費用弁償の種類のうち、支度料を廃止する。

イ (1)アに伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例について、(1)アに伴う所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県財政の再建のため特例として実施している給与のカット措置について、知事等の給与制度の見直し並びに一般職の職員に係る給与構造改革及び本県独自の給与制度見直しの実施による財政的效果の状況を踏まえ、給与のカット率を引き下げる。

2 条例の概要

(1) 知事等の給与のカット率を次のとおり引き下げる。

区 分	改正後 (平成 19 年度)	改正前 (平成 18 年度)	参 考 (平成 17 年度)
知事、副知事及び出納長	100 分の 5	100 分の 7	同左
教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者	100 分の 4	100 分の 6	同左
委員会の委員等	100 分の 3	100 分の 5	同左

(2) 一般職の職員の給与のカット率を次のとおり引き下げる。

区 分	改正後 (平成 19 年度)	改正前 (平成 18 年度)	参 考 (平成 17 年度)
行政職給料表適用職員のうち職務の級が 9 級である者等	100 分の 4	100 分の 5	100 分の 6
若 年 層 職 員	100 分の 2	100 分の 3	100 分の 4
その他の職員	100 分の 3	100 分の 4	100 分の 5

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成 19 年 4 月 1 日とする。